

千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画の概要について

1. 総合計画に関する基本事項

■背景

- 自転車利用の現況 ※H18.10.30市調査
駅周辺の乗入台数 約5万5千台
放置自転車等台数 約2万台
- 自転車利用の利点
交通混雑緩和、環境負荷低減
- 自転車利用の問題点
自転車等の放置による歩行者や緊急車両等の通行障害と街の美観の阻害

■目的

改正自転車法に基づき、自転車等の駐車対策に関する総合計画として策定。中長期的に取り組むべき駐車対策の基本的な方針を定め、各種施策を位置づけ、計画的に実施。

■目標年次

2015年(H27年)

■対象区域

千葉市全域

■位置づけ

千葉市新総合ビジョンをはじめ、上位計画に即した駐車対策に関する総合的な計画。

2. 自転車等の利用に関する現況と課題

■駐車対策に関する基本事項

- 人口動向
…約93万人(H18年度末)から約97万人(H27年度末)へ増加
- 公共交通の利用状況
…市内全駅の平均一日乗降者数 約53万人
- 駅周辺への自転車等の乗入状況
…市内全駅の合計 約5万5千台
- 駅別の乗入台数と駐輪場の収容台数
…駅別の状況を見ると、駐輪場不足相当の放置がある駅と駐輪場に空きがあるのに放置が発生している駅の2通り
- 駐輪場の収容台数・放置自転車等の台数・収容台数約5万8千台、放置は約2万台 ※H18.10.30市調査

■自転車等の利用に関するアンケート

- 利用の目的・頻度
…“通勤・通学利用”が89%、利用頻度は“ほとんど毎日”が93%を占める。
- 駐輪について
…“駐輪場を利用”が85%と最も多いが、“道路上”という回答が12%あった。
- 駐輪場に対する要望
…駐輪場を選ぶ場合に重視することとして、“駅に近い”を95%の人が選択。その場合、駅までの所要時間が3分を超えたと79%の人が“利用しない”と回答。
- 放置自転車等の対策
…89%の人が“放置をやめてもらいたい”と回答し、68%の人が撤去の徹底を希

■本市の駐車対策 ※H20.4.1現在

- 駐輪場 114箇所、約6万3千台分市内44駅周辺
- 放置禁止区域 28駅周辺 …JR17駅、京成5駅、モレール6駅
- 自転車保管場 6箇所、11,200台分 …末広、千葉駅西口、都賀、菅田、浜田、高浜 ※蘇我はH19に駐輪場に転換
- 撤去活動 年間1,235回、約2万6千台(H18度実績)
- マナー啓発 放置自転車クリーンキャンペーン開催

■駐車対策に関する課題

駐輪場の確保

- 新たな駐輪場の確保
・立体化・路上の活用等
- 既設の駐輪場の利用促進
・料金改定・設備充実等
- 駐輪場の管理・運営の効率化
・量の確保に加え民間活用等により質を向上

放置自転車等の撤去

- 放置自転車等の撤去体制の強化
・事務手続き迅速化、地域との連携による撤去の実施等
- 放置防止のための対策の強化
・放置禁止区域の追加指定の他、放置抑制に効果的な管理手法の研究等
- 自転車等の返還率の向上とリサイクルの促進

利用マナーの向上

- 交通ルールの遵守・利用マナーの啓発
・啓発活動の強化によるルール・マナーの向上
- 地域の取組みによる利用マナーの向上
・市民を始め庁内外の関係機関との連携による街頭啓発活動等

3. 自転車利用環境の整備に関する基本方針と施策

基本方針	代表的な取組み						
基本方針1 地域の実状に応じた駐輪場の確保や再整備を進めます。	(1) 駅別駐輪場整備計画に基づく駐輪場の段階的な整備 開始予定時期：前期(H20～22) 将来需要推計に基づき、平成27年度迄に必要な45箇所9,483台を確保する。						
基本方針2 民間主体による駐輪場の確保を促進します。	(2) 民間主体の駐輪場確保を促進するしくみづくり 開始予定時期：前期(H20～22) 道路占用制度を活用し、民間による路上駐輪場の設置を促進して、官民による駐輪場確保に取り組む。						
基本方針3 鉄軌道・バス事業者による駐車対策の主体的・積極的な取組みを促進します。	(3) 鉄軌道事業者等による駐車対策全般に対する協力と主体的な取組みの促進 開始予定時期：前期(H20～22) 鉄軌道事業者等に対して、市の駐車対策への協力や自主的な取組みを働きかける。						
基本方針4 利用者のニーズに対応した駐輪場の効率的な管理・運営に努めます。	(4) 駐輪場の料金改定 開始予定時期：前期(H20～22) ※H20.4より実施 駐輪場の利用促進や受益者負担の適正化を図るため、格差料金を導入する。	(5) レンタサイクルシステムの導入による駐車スペースの効率的な利用 開始予定時期：中期(H23～25) 駐輪場の不足解消や引取りのない撤去自転車の有効利用に効果的なレンタルサイクルシステムを導入する。	(6) 駐輪場の管理・運営における民間の積極的な活用 開始予定時期：中期(H23～25) 駐輪場の管理、放置自転車等の撤去・保管、追放指導など駐車対策関連業務を地域ごとに一元化し実施する。	(7) 放置自転車等の保管・返還業務の効率化・迅速化 開始予定時期：前期(H20～22) 放置自転車等の撤去体制の強化を図るため、保管場の運営を効率化する保管場管理システムを導入する。	(8) 放置自転車等の追放指導員の技術向上 開始予定時期：前期(H20～22) 業務マニュアルにて追放指導員の技術を向上し、自転車等の放置抑制を効果的に実施する。	(9) 安全利用・駐車マナーの啓発活動 開始予定時期：前期(H20～22) 自転車等の駐車マナー向上や駐輪場の利用案内からなる啓発資料を作成し配布する。	(10) 地域の連携による放置防止対策の実施 開始予定時期：中期(H23～25) 駐車対策に取り組む地域の団体等が連携・調整するための組織を設置するよう誘導し、支援を行う。

4. 駅別駐輪場整備計画

整備計画の検討フロー

自転車等の乗入台数

今後の人口動向

駐輪場の整備状況

鉄軌道事業者との協議

将来需要推計

駐輪場の確保策検討

・駐輪場の配置計画
・用地の確保策
・整備手法

駅別駐輪場整備計画

目標年次

平成27年度(8年間)

対象区域

整備計画対象区域
JR：300m圏内を基本
京成・モレール：100m圏内を基本

整備内容

○新たに確保すべき収容台数
○駐輪場の配置・整備手法
○その他取り組むべき駐車対策
○整備時期(収容台数の不足状況、概算整備費等による順位づけ)

前期(H20～22)

・箇所数 14箇所
・整備台数 3,223台

中期(H23～25)

・箇所数 20箇所
・整備台数 4,429台

後期(H26・27)

・箇所数 11箇所
・整備台数 1,831台